

## 県立高等学校（中等教育学校後期課程を含む）における 個別の教育支援計画の作成に伴う留意事項

令和 7 年 3 月 1 5 日  
県教育庁特別支援教育課

### 1 個別の教育支援計画と個別の指導計画の違い

個別の教育支援計画とは、生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点（3年を目安）に立ち、保護者はもとより、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とした計画です。そのため、支援の内容等に変更があった場合は、その都度修正を行います。

一方、個別の指導計画の一般的な意味は、一人一人の年間指導目標や学期（又は半期）毎の指導目標等を設定し、各指導目標達成に向け、指導内容・方法等を明確にして、障害の状態等に応じて適切な指導及び支援を行うための計画のことを言います。ただし、県立高等学校における個別の指導計画は、多くの場合、「通級による指導に係る指導計画」となります。

### 2 個別の教育支援計画作成対象生徒

通級による指導を受ける生徒については、法的作成義務があります。その他の特別な支援を必要とする生徒についても、本県では、上記「1」の趣旨に鑑み、作成を強く推奨しています。

### 3 個別の教育支援計画作成に係る保護者同意について

個別の教育支援計画は、家庭及び関係機関と情報を共有するツールであり、共有する情報は個人情報に当たるため、その作成に当たっては、保護者の同意が必要となります。同意を得る際には、別紙「(参考様式) 個別の教育支援計画作成に係る同意書」を適宜活用し、文書による合意形成を図るようにします。

なお、個別の教育支援計画作成に係る保護者の同意が得られない場合においても、当該生徒の教育的ニーズに応じた支援等を行うために、個別の教育支援計画の各項目を参考に当該生徒の教育的ニーズを適切に把握し、必要な支援等を検討、共有することは、個別の教育支援計画参考様式に係る活用方法の一つと考えます。

#### 4 (参考様式) 個別の教育支援計画の記入について

個別の教育支援計画は、作成することが目的ではなく、保護者はもとより、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことが目的です。そのため、全ての項目を記入できなくても構いません。大切なことは、少しでも早く、適切な教育的支援の提供につなげていくことです。

主な項目に係る留意事項は次のとおりです。

なお、緑色の枠は直接入力、水色の枠は、プルダウンリストから選択（又はチェックボックス選択）となっています。

##### (1) 【プロフィールシート】について

###### 1) 「1. 本人に関する情報」

- ・「②性別」については、戸籍上の性別を記入すること想定していますが、本人の意向等により、「その他（答えたくないなど）」を選択可能としています。
- ・外部へ個別の教育支援計画を引き継ぐ際は、本人の意向等を考慮し、「②性別」の欄の取扱いを各校で適切に判断してください。
- ・作成当初における「⑨障害の状態等」「⑩教育歴 \*高等学校段階を除く」及び「⑪検査」の内容は、保護者及び中学校等からの引継ぎ情報をもとに入力します。

###### 2) 「2. 家庭に関する情報」「3. 関係機関に関する情報」及び「4. 備考」

- ・作成当初における各項目の内容は、保護者及び中学校等からの引継ぎ情報をもとに入力します。

##### (2) 【支援シート（本年度の具体的な支援内容等）】について

###### 1) 「1. 本人に関する情報」

- ・「⑥なりたい姿」については、「当面の学校生活」と「将来の生活」に分けて整理します。その際、各校が設定する「3年間を通じて育てたい生徒像」との関連性を保つことができるようにサポートします。
- ・「⑥なりたい姿」について担任等が本人と対話をするときには、本人の考え等を否定せず、「今はそう考えているのですね」と共感を示したり、「何年後の姿かな」と追加の質問をしたりするようにします。
- ・「⑦主な実態」における「その他」欄には、リラックスできることやストレスを感じやすい状況、こだわりなどを記入するようにします。

## 2) 「2. 支援の方向性」

- ・「①合理的配慮を含む支援の目的」は、次の文体例を参考に目的を記入します。

例1) 「〇〇 (⑥なりたい姿に近づくために必要な力) を身に付けることができるように支援する」

例2) 「〇〇 (⑥なりたい姿に近づく上で主な障壁となっていること) を取り除くこと (調整等すること) ができるよう支援する」

- ・「②合理的配慮の内容」における『「具体的な内容」に係る本人の意向』の欄は、「本人ができそうな対処法」「困ったときにどうするか」などを記入する。

## 3) 「3. 自己評価」

- ・参考様式に示す例を参考に、各校で客観的な指標を設定する。

### (3) その他

- ・作成した【プロフィールシート】及び【支援シート】は、それらの写しを保護者と共有する。＊時点修正した場合も含む
- ・修正等をした場合は、修正箇所に取り消し線を引き、修正等をした期日を入力する。
- ・個別の教育支援計画の内容を進学先等へ引き継ぐ際は、本人の意向を最大限尊重する。
- ・個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) に基づき、主に次のことについて確認・検討するなど、各校で適切に対応する。
  - 作成したデジタルデータは、当該学校の教職員のみがアクセス可能な校内ネットワーク内に保存する。
  - 紙媒体の個別の教育支援計画は、校内の鍵のかかる場所に保管する。
  - 学校保存年限は、原則卒業後 5 年とし、5 年経過後は、当該デジタルデータ及び紙媒体の消去等を行う。
  - 個人情報の漏えい等のインシデント発生時の対応について、あらかじめ検討等を行い、校内で周知を図る。